

飯豊山鳥獣保護区飯豊山特別保護地区 指定計画書（再指定）

1 特別保護地区の概要

- (1) 特別保護地区の名称
飯豊山鳥獣保護区飯豊山特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域
別添区域説明図のとおり
- (3) 特別保護地区の存続期間
平成29年11月1日から平成49年10月31日まで（20年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 特別保護地区の指定区分
大規模生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的

飯豊山鳥獣保護区は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高2,105メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ溪谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類、さらに絶滅が危惧されるホンドオコジョ、ヤマネ等の高山性の鳥獣類など、多様な鳥獣類が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、宝珠山及び大丸森山に囲まれた大又沢の中流から下流にかけての区域は、複雑に入りくんだ急峻な溪谷と、ブナ、ミズナラなどの広葉樹天然林から高山帯植生と変化に富んだ植生からなる森林が広がっていることから、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類が生息しているほか、コゲラ、ホシガラス等の森林性、高山性の野鳥や、アカショウビン、ミソサザイ等の水辺に住む野鳥が数多く生息している。

また、獣類では、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、春先の餌となる植物等が多く生育し、繁殖のための極めて重要な地域になっている。

このため、当該区域は、飯豊山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

- (3) 管理方針

ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、自然保護のための普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

西置賜郡小国町にある宝珠山、大丸森山に囲まれた大又沢の中流から下流にかけての区域で、飯豊山鳥獣保護区の中央部に位置する。

イ 地形、地質等

大又沢を中心とした、複雑に入りくんだ急峻な溪谷地となっている。

ウ 植物相の概要

ブナ・チシマザサ群落、ヒメヤシャブシ・タニウツギ群落、キタゴヨウ・クロベ群落等の自然植生に覆われている。

エ 動物相の概要

森林性の大型獣類、猛禽類^{きん}を始めとする多様な鳥獣類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

特になし

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 2本(2)

※ () 内の数値は既設の本数

7 参考事項

(1) 当初指定 昭和59年11月13日(昭和59年11月13日県告示第1492号)

(2) 経緯

ア 平成9年11月1日 存続期間の更新(平成9年9月30日県告示第984号)

イ 平成19年11月1日 存続期間の更新(平成19年10月26日県告示第947号)

別表1 飯豊山鳥獣保護区飯豊山特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域					
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積			
総面積	13,795 13,787	ha	0 ha	13,787 ha	1,289	ha	0 ha	1,289	ha	ha	ha	ha
林野	13,787	ha	0 ha	13,787 ha	1,289	ha	0 ha	1,289	ha	ha	ha	ha
農耕地		ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域					
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積			
国有地	13,250	ha	0 ha	13,250 ha	1,289	ha	0 ha	1,289	ha	ha	ha	ha
国有林	13,250	ha	0 ha	13,250 ha	1,289	ha	0 ha	1,289	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	13,250	ha	0 ha	13,250 ha	1,289	ha	0 ha	1,289	ha	ha	ha	ha
制限林	13,250	ha	0 ha	13,250 ha	1,289	ha	0 ha	1,289	ha	ha	ha	ha
保安林	13,203	ha	0 ha	13,203 ha	1,289	ha	0 ha	1,289	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	23	ha	ha	23 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	24	ha	ha	24 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	(31)	ha	0 ha	28 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	28	ha	0 ha	28 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	(31)	ha	0 ha	28 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	27 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	27 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	(510)	ha	0 ha	509 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	509	ha	0 ha	509 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	424 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	82 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	13,795 13,787	ha	0 ha	13,787 ha	1,289	ha	0 ha	1,289	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域				
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積		
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
特別地域											
普通地域											
自然公園法による地域	8,849	ha	0 ha	8,849 ha	1,289	ha	0 ha	1,289	ha	ha	ha
特別保護地区	366	0	366								
特別地域	8,483	0	8,483	1,289	0	1,289					
普通地域											
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で< >書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

鳥類		飯豊山鳥獣保護区飯豊山特別保護地区			
目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
キジ目	キジ科	○ ヤマドリ	—	—	留鳥
カッコウ目	カッコウ科	○ ジュウイチ	—	—	夏鳥
		○ ホトトギス	—	—	夏鳥
		○ ツツドリ	—	—	夏鳥
		○ カッコウ	—	—	夏鳥
アマツバメ目	アマツバメ科	○ アマツバメ	—	—	夏鳥
タカ目	タカ科	○ トビ	—	—	留鳥
		○ ハイタカ	NT	EN	留鳥
		○ オオタカ	NT・国内希少	VU	留鳥
		○ サシバ	VU	—	夏鳥
		○ ノスリ	—	—	留鳥
		○ イヌワシ	EN・天然記念物・国内希少	CR	留鳥
		○ クマタカ	EN・国内希少	EN	留鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科	○ アカショウビン	—	—	夏鳥
キツツキ目	キツツキ科	○ コゲラ	—	—	留鳥
		○ アカゲラ	—	—	留鳥
		○ アオゲラ	—	—	留鳥
スズメ目	カラス科	○ カケス	—	—	留鳥
		○ ホシガラス	—	—	留鳥
	ツバメ科	○ イワツバメ	—	—	夏鳥
	ウグイス科	○ ウグイス	—	—	留鳥
		○ ヤブサメ	—	—	夏鳥
	エナガ科	○ エナガ	—	—	留鳥
	ムシクイ科	○ メボソムシクイ	—	—	夏鳥
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ	—	—	留鳥
	カワガラス科	○ カワガラス	—	—	留鳥
	ヒタキ科	○ トラツグミ	—	—	留鳥
		○ シロハラ	—	—	留鳥
		○ ルリビタキ	—	—	留鳥
		○ キビタキ	—	—	夏鳥
		○ オオルリ	—	—	夏鳥
	アトリ科	○ アトリ	—	—	冬鳥
		○ ウソ	—	—	留鳥
		○ イカル	—	—	夏鳥
合計	7目	15科	34種		

(別表3)

獣類		飯豊山鳥獣保護区飯豊山特別保護地区			
目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
サル目	オナガザル科	○ ニホンザル	—	—	
ネコ目	イヌ科	○ ホンドタヌキ	—	—	
		○ ホンドキツネ	—	—	
	イタチ科	○ ホンドテン	—	—	
		○ ホンドイタチ	—	—	
		○ ホンドオコジョ	NT	NT	
		○ ニホンアナグマ	—	—	
	クマ科	○ ツキノワグマ	国際希少	—	
ウシ目	ウシ科	○ ニホンカモシカ	特別天然記念物	要注目	
ネズミ目	リス科	○ ニホンリス	—	NT	
		○ ホンドモモンガ	—	VU	
		○ ニッコウムササビ	—	NT	
	ヤマネ科	○ ヤマネ	天然記念物	VU	
ウサギ目	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	—	—	
合計	5目	8科	14種		

(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成24年改訂)、県レッドリスト【鳥類】(2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】(2003)
CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物: 文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物、文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。